

「自立支援医療費」(障害者自立支援法案 第58条)になると

10月から「32条」はこう変わる

厚生労働省資料より

自己負担上限 (月額)	A 0 円	B 2,500 円	B 5,000 円	D (医療費の 10%)		
				C 5,000 円	C 10,000 円	E 20,000 円程度
世帯						
	A	B	D C以外の「32 条」対象疾患・状態 (1 年後からについては未定)		F 公費負担の 対象外	
			C 統合失調症 躁うつ病 (狭義) 難治性てんかん (2 年以内に対象の見直し)		E Cと同じ病名 (4 年目から段階的に削減)	
世帯の所得 →						
世帯	生活保護					
	市町村民税非課税					
	所得税非課税		所得税年額 30 万円未満		所得税年額 30 万円以上	

患者は収入なし、一人が給与所得者（例えば父親）、もう一人は収入なし（例えば母親）、という3人世帯を考えると、

- ・ 市町村民税非課税は、およそ 180 万円以下の収入に相当
- ・ 所得税年額 30 万円以上は、およそ 600 万円以上の収入に相当